

# 仙台市中小企業生産性向上ロールモデル創出支援事業 業務委託仕様書

## 1 目的

物価高騰等の影響によるコストの増加や人手不足、働き方改革関連法の適用（いわゆる2024年問題）などの課題に対応し、中小企業が成長を続けるためにはIT・デジタル技術などを活用した生産性向上による収益力強化がより重要となっている。

リソースに限りのある中小企業では、自社だけで生産性向上に向けた課題の原因を分析し、解消するための取り組みを行うことは困難であり、企業によっては何から始めれば良いか分からないといった理由で生産性向上への取り組みを断念するところもある。そこで企業にデジタル活用も含めた経営改善の知見を持つ専門家を派遣し、課題の分析から目標設定、解決に向けた伴走支援を行い、市内中小企業にとって生産性向上のロールモデルとなる事例の創出を図り、その周知広報を本事業で行うことにより、事業者の収益力向上を後押しする。

## 2 業務内容

本事業の目的を達成するため、次の業務を実施するものとする。

### (1) モデル企業の公募

- ・市内に本社を有する中小企業を対象に、本事業により支援する企業（以下「モデル企業」という。）を公募すること。
- ・公募にあたっては、本事業の趣旨や概要の説明、生産性向上に関する事例や情報の提供などが十分に周知できるよう効果的な広報等を行うこと。
- ・必要に応じて、応募を検討する企業等がイメージしやすいよう、生産性向上に取り組んだ企業の分かりやすい事例を紹介すること。
- ・必要に応じて、モデル企業の応募を促す取り組みを行うこと。

### (2) 応募企業の審査及び採択

- ・モデル企業は予算の範囲内で5～10社程度を採択することとし、採択における選定基準等は、仙台市と協議の上決定すること。
- ・審査に際しては、応募企業に対するヒアリング等を通じ、生産性向上による企業価値の向上や、市内中小企業への生産性向上への機運醸成が見込めるか事前審査（スクリーニング）を行うこと。
- ・スクリーニング後、生産性向上等の中小企業支援について見識のある専門家等の意見を踏まえた本審査を実施し、採択すること。
- ・モデル企業は特定の業種に偏らないよう配慮すること。
- ・本事業における中小企業の範囲は、中小企業基本法第2条第1項に規定する者のうち、みなし大企業及び個人事業主は除くものとする。

### (3) モデル企業に対する支援

- ・モデル企業が抱えている課題整理と課題解決に向けた分析等を行い、デジタルツール導入等による生産性向上に向けた支援計画等の策定を行うこと。
- ・策定した支援計画等に基づき、モデル企業が行う生産性向上に向けた取り組みが効果的なものとなるよう伴走支援を行うこと。
- ・必要に応じて、デジタルツール等の導入をモデル企業に助言・提案等すること。
- ・モデル企業がデジタルツール等を導入する場合、補助金や融資の活用等の助言・提案等を行うこととし、導入するデジタルツール等の検討・選定や導入後のフォローや検証まで伴走支援すること。

### (4) モデル事例の成果普及

- ・本事業におけるモデル企業の取組成果を事例とし、市内中小企業への生産性向上の機運醸成

に向けて波及させるための取組を行うこと。

(5) 自由提案業務

- ・上記項目に関わらず提案上限額の範囲内での自由提案により、本事業をより効果的に実施するために必要な業務を行うことを可とする。

3 目標

予算の範囲内で5～10社の市内中小企業の生産性向上を支援し、ロールモデルとなる事例を創出する。

- ※ 受託者の支援体制や予算等を考慮し、5～10社の範囲内で適切な目標数を設定し、その具体的な根拠や支援内容を示すこと。

4 委託上限額(予算規模)

上限9,843千円(一般管理費、消費税及び地方消費税を含む)

- ※ 委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲とする。

5 契約条件

(1) 契約形態

公募型の提案審査随意契約(プロポーザル方式)

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 委託費の支払条件

完了払い

- ※ 業務完了後、仙台市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払いを行う。

- ※ 予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いが出来ないため、厳格な経理処理が必要となることを前提として申請すること。

6 知的財産権の取り扱い及び機密保持

(1) 知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

- ・受注者は、本業務により生じた、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受注者は発注者に対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、受注者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、SNS、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
- ・本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

## (2) 機密保持

受注者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

## 7 その他

- ・本仕様書にないものは仙台市及び受託者の協議により定める。
- ・提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となる。
- ・本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- ・本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- ・本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。
- ・受託者は、業務の内容及び範囲について仙台市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。
- ・業務の進捗状況に関して、随時仙台市に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- ・本委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、仙台市の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。
- ・受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)